

介護保険課からの郵送物の送付先変更は スマートフォンでも可能です

【介護保険および後期高齢者医療制度 送付先変更について】

市から送付する書類(介護保険被保険者証、納入通知書など)については、原則、被保険者本人の住民登録地(住民票上の住所地)に送付しています。

しかし、施設入所等の理由で、住民登録地での郵便物管理が困難である場合は、本人や親族などからの届出により、介護保険および後期高齢者医療保険に関する書類の送付先を変更することができます。

【届出に必要な書類および届出できる人】

変更理由	届出ができる人	届出に必要な書類(ファイル添付要)
① 施設入居・入院のため ② 書類管理が困難なため	被保険者本人 親族	○被保険者本人の本人確認書類 ○申請者の本人確認書類 ※申請者が被保険者本人の場合は、本人分のみ
③ 成年後見人等に 選任されたため	成年後見人等	○成年後見人等の本人確認書類(顔写真付き) ○登記事項証明書
④ 送付先変更の必要がなくな ったため(設定の解除)	被保険者本人 親族 成年後見人等	不要
⑤ 被保険者が死亡したため	親族	○申請者の本人確認書類

★本人確認書類

運転免許証・後期高齢者医療資格確認書・介護保険被保険者証・パスポート・年金手帳
マイナンバーカード(マイナンバーの通知カードは不可)、障害者手帳など

【送付先変更届を届け出される方へ】

- 送付先変更先の方が転居した場合や送付先を解除し、住民票上の住所宛に送付する場合は再度、届出が必要です。
- この届出書をもって、介護保険および後期高齢者医療制度以外(国民健康保険や市・県民税など)の送付先を設定することはできません。
- データ反映の都合上、届出後1ヵ月ほど変更前の住所に届くことがあります。
- 介護支援専門員、介護施設職員の方などがやむを得ず申請される場合は、下記問い合わせ先に直接ご相談ください。

【スマートフォンでの申請はこちらから→】



※窓口(市川市役所第一庁舎・行徳支所介護福祉相談窓口)や郵送でも申請できます。

《問い合わせ先》 介護保険課 資格給付グループ 電話:047-712-8541